

栗原麻子著

『互酬性と古代民主制』

——アテナイ民衆法廷における「友愛」と「敵意」——

橋 場 弦

本書は、友愛と互酬性という観点から、アテナイ民衆法廷の社会的性格について著者がこれまで発表してきた諸論考を再編し、あらたな議論も加えた上で一冊の本にまとめたものである。民衆法廷の制度史的側面については一九世紀以来の研究の蓄積がある一方、司法のしくみが市民社会とどのように連動し、市民のイデオロギーとどのようなかわりをもっていたかという社会史的側面については、欧米でもようやく一九九〇年代から本格的な探究が始まったと言えよう。本書は、わが国におけるその新しい世代を代表する労作である。

似たような立場から法廷弁論を手がかりにアテナイ人の政治文化を考察した著作としては、すでに佐藤昇『民主政アテナイの賄賂言説』（二〇〇八年）がある。しかし、同じく互酬性をテーマにとりあげながらも、本書は「友を助け、敵を害する」ことを正義とする価値観が、民衆法廷という「友愛共同体」の公的な言論空間をどのように規定していたかを追究していることに特徴があ

る。本書によってまた一つ、新たなアテナイ社会像が提示されたことはまことに喜ばしい。

著者は互酬性の価値観をポリス社会の基本的な結合原理とみなし、膨大な法廷弁論の分析をおして、その原理が法廷弁論にどのような論理構造を与えているかを、精力的に解明する。その背景には、M・モースの贈与論からはじまり、B・マリノフスキー、K・ポランニー、M・I・フィンリー、N・Z・デーヴィス、P・ミレット、S・ハンフリーズとつづく経済人類学・歴史人類学の潮流があるが、著者はその大きな流れを広い視野で受け止め、自分の研究をその中に位置づけることに成功している。著者はまた、村川堅太郎、藤縄謙三、二宮宏之といった戦後日本の歴史学の成果からも多くのヒントをくみ取っている。本書は狭義の西洋古代史のみならず、日本の現代歴史学においても一定の意義を主張しうるだろう。

つぎに本書全体の構成を概観し、著者の議論を大まかにたどってゆくことにしたい。本書は以下の部分から成り立っている。

序論部 互酬性を飼いならす

はじめに

第一章 アテナイ史と互酬性——アルカイックな痕跡かヘレ

ニズムの先駆けか

第二章 友愛とポリス——アリストテレス『ニコマコス倫理

学』

第三章 大きすぎるポリスの小さな法廷——民衆法廷の社会

的性格

第一部 公的言論のなかの血縁ネットワーク

第四章 家族の肖像——前四世紀アテナイにおける法制上の

オイコスと世帯

第五章 血縁と友愛——イサイオスの描く親族争議

第六章 獲得されるものとしての親族関係——前四世紀にお

けるソロンの遺言の法の運用

第二部 公と私のはざまで

第七章 ヘタイレイアーの信義をめぐって——前四一五年の

アンドキデス

第八章 被害者のための報復——「何人でも欲するもの」に

よる訴追の運用

第九章 法廷における動機としての個人的敵意——公私の分

離

第一〇章 法廷弁論における訴訟の動機と私的敵意——公私

の連続

第三部 私人たちの世界

第十一章 イディアイ・グラフィイ（私的な公訴）——デモ

ステネス『メイディアス弾劾』の場合

第十二章 アブラーゲモシユネー（静謐主義）と市民性——

リュシアスの描く「私人」たち

第十三章 ポリスへの参画——遊女ネアイラと市民女性

第四部 友愛共同体としてのポリス社会

第十四章 恩恵と哀れみ——法廷における感情

第十五章 『レオクラテス弾劾』——リユクルゴスと互酬的

秩序

第十六章 リユクルゴスとヒュペレイデス——私人にたいす

るエイサンゲリアー（弾劾裁判）をめぐって

第十七章 「禍根を残さない」誓い——前四〇三年の和解と

市民共同体の再生

結論部

本書は既発表の諸論考を集めたものとはいえ、発表順に列挙したのではなく、新たに書き下ろしたものもふくめて、全体が統一的なまとまりをなすよう工夫されている。「序論部」は、いわば本書を見渡す司令塔のような役割をもち、全体にかかわる前提となる議論が述べられる。「はじめに」で本書が目指すもの、著者の主たる関心について簡潔に述べ、前四世紀アテナイの司法制度の概要を紹介したのち、第一章では互酬性の概念がギリシア史に適用可能であることが論証される。著者は、互酬的・競争的価値観から共同体の利益を重視する協調的価値観への発展といった進歩史観的な見方を退け、アルカイック期・古典期の区別なく、互酬性がつねにポリスの基本的な社会構成原理であったことを論じる。第二章では著者の中心テーマである「友愛（フィリア）」が、ポリス共同体およびそれを構成する中間諸団体すべての結合原理であったことが述べられる。第三章では、アテナイの法や司法制度が社会と切り離せないこと、法が社会に「嵌め込まれている」ことが論じられる。人口が飛び抜けて多いアテナイは、すべての住民が顔見知りである「対面社会」ではありえなかったが、にもかかわらず法廷での判断はその外に広がる社会の価値観と切りはなしえず、「逆にローカル・ノレッジを法廷に再現することによって、擬似的に対面社会を再現していた」（五六頁）という

洞察は正鵠を射ている。

本論に入って、第一部は家（オイコス）をめぐる友愛と互酬性の論理を探究する。第四章では、父系によって継承されるべき法制上のオイコスが、現実には「より選択的で父系・母系を問わず横に広がる双系的な親族関係」（一〇四頁）からしばしば乖離していたこと、法制とは別の次元で親愛関係が重視されていたことが、法廷弁論や墓石のあり方をもとに論じられる。第五章ではイサイオスの弁論にもとづいて、やはり双系的な親族関係の重要性が浮き彫りにされ、血縁原理に優先するフィリアの原理が明らかにされる。第六章ではソロンの法を手がかりに、遺言は本人同士の合意のみによって成立するものではありえず、家を取りまく親族の間で形成される「親しさ」についての合意が前提であったと論じられる。

第二部はさらに視野を広げ、血縁によらない個人間の親しさ、それにもとづく社会的結合関係に議論が及ぶ。第七章は前四一五年夏に起こった一連の不敬神事件（ヘルメス柱像破壊事件、秘儀冒瀆事件）において容疑者とされた市民たちのヘタイレイア（結社）について、綿密な実証に基づいた推理を展開する。それぞれの事件に関与したヘタイレイアのメンバーを洗い出し、一人一人のプロソグラフィと相互の仲間関係を網羅的に明らかにした一覧表（二二二～二四四頁）は、基礎研究として高い価値があるだろう。第八章は、「何人でも欲するもの」に訴追権を与えた、ソロン以来のいわゆる民衆訴追制度をとりあげ、実際には親しい人のみが被害者のために加害者を訴えたことから、この制度が親疎にもとづく私的な人間関係の延長線上に成り立っていたことを

明らかにする。第九章と第一〇章は、裁判員が法廷において訴訟当事者の報復感情を共有することが求められ、その意味で公私の報復の連続性が認められることを論じる。

第三部は、私人が形作る公共性がテーマである。第一章は、被害者本人が「何人でも欲するもの」として訴追を行うという、やや変則的な公訴の事例（デモステネス『メイディアス弾劾』）をとりあげ、私人たちが構成する共同体的な領域と、公職者や政治家が構成する政治的な領域の二重性を指摘する。第二章は、私人たちにとって市民であることがいかなる意味をもっていたかを考察する。ポリュブラグモンな政治人に対して、アブラグモンな私人たちこそが、市民であることをアイデンティティとする人びとであったことが導き出される。第三章は女性とポリス社会とのかかわりに焦点を合わせ、「女性の市民性」を論じる。市民権継承の双系性を重視する近年のＪ・ブロックらの議論に沿うものである。

第四部第四章は、訴訟当事者が裁判員に哀れみを求める習慣について、互酬性の視点から論じたもの。第五章ではリュクルゴス『レオクラテス弾劾』の分析をつうじて、報復感情が互酬的価値観と結びつき、法廷での説得に構造的に組み込まれていたことが示される。第十六章では、カイロネイア敗戦後、国事犯に対するエイサンゲリア（弾劾裁判）が乱発された現象を、敗戦後の市民団を再構築しようとするリュクルゴスの政治的な立場から解釈する。第十七章は前四〇三年の「禍根を残さない」誓い（大赦令）について、戦後二〇年あまりの間にアテナイ人がその誓いの儀礼を内在化し、受け入れていった過程を明らかにする。

「結論部」では本書全体がいま一度要約され、さらにいくつか展望が述べられる。著者は「ポリスの政治的領域と私生活の領域のあいだに、共同体的領域とでもいふべき、私人たちの公共圏が意識されていたこと」を強調し、これが「J・ハーバーマスやハナ・アーレントの提示するポリス公共圏のありかたに疑問を呈することになる」とし、「すくなくともポリス公共圏は、公と私の二分法ではなく、政治に積極的に参加することのない、アラグモーンな私人たちの公的領域も念頭において組み立てられなくてはならない」という展望を述べる(五五二頁)。そして「市民間に互酬的な恩恵関係が張り巡らされており、……市民の集合体としてのポリスもまた、市民個々人とのあいだに「友」としての関係を結び結ぶ」という、互酬的ネットワークの見取り図が示される(五五三頁)。以上が本書の要約である。

本書は友愛と互酬性という観点から古典期アテナイの社会的結合のあり方を一貫して探究し、一つのまとまった歴史像を提示している。古代アテナイという歴史的现象を解明するには、政治史・国制史・経済史などそれぞれに次元のことなるアプローチが可能で、それによって見えてくるアテナイ像もさまざまである。人と人とのつながり、すなわちソシアビリティという側面に光を当てた本書のアテナイ社会像は、前世紀末から今世紀初頭にかけての新しい歴史学の一つの到達点を示すものと評価できよう。ハーバーマスやアーレントのように近代社会のあるべき祖型としてポリスを見るのではなく、国家と市民団が不可分であり、経済も宗教も法律も、そして民主政^①自体も、「社会に埋め込まれていた」

古代アテナイのあり方を、本書がいつそう鮮明に浮かび上げさせた点をまず評価したい。

一九世紀以来の層の厚い研究史をよく消化し、幅広く先行研究に目配りした上で新しい問題点を探り当て、そこから堅実な実証によって独自の見解にみちびいてゆく著者の手際はあざやかである。たとえば第一章「はじめに」で、著者はアテナイの訴訟類型についての論争史をマイヤーやシェーマンにまでさかのぼって丁寧にあとづけるが、グラフエー(公訴)を公的私的二種類に分ける分類法が「不適切な思考」として退けられてゆく研究史の過程の中に、公私二元論的な近代人のバイアスを読み取ってゆく著者の手並みには感心する。

全体の論旨は、最新の研究動向を十分にくみ取った上に精緻な実証にもとづくもので、おおむね説得力がある。また個別の論点についても、たとえば市民間のパトロネジ関係について、「およそ能動的に政治に参加するほどの市民にとって、経済的・政治的な従属が嫌われていたこと」が「アテナイにおける平等と自由の理念の堅固さを示すものであろう」(五一頁)という指摘は、肯綮にあたっている。

さらにギリシア人ポリスの市民権というものを、個人の権利として近代的に理解するのではなく、「ポリスに参画する」権利の全体としてとらえるべきだという意見(四二五頁)には、評者も同感である。また市民権が、従来考えられてきたような(とくにローマとくらべて)閉鎖的・排他的なものではなく、実際には「つねに再定義される動的なもの」(四三〇頁)であったとする著者の見解にも共感を覚える。

市民権の閉鎖性はペリクレスの市民権法（前四五一年）によって完成したとよく言われるが、子細に見ると市民と非市民をへだてる境界線はしばしば揺れ動き、閉じたり開いたりするものである。クレイステネスの改革による再定義で「新市民（ネオポリタイ）」が生まれたのもそうだし（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』二二章四節）、前四〇三年の民主政再建時、および前三八八年のカイロネアアの敗戦時にも同様の動揺があった。

市民権を男性の排他的特権と考えるのではなく、むしろその継承は双系性にしたがっており、ゆえに女性の「市民性」を考慮に入れねばならぬとする主張にも、説得力がある。第三章で明らかにされているところだが、ポリスは男だけの世界なのではなく、男性市民とはまたちがった形で、女性も間接的にはあれ国制に「あずかる（メテケイン）」と見る立場は、近年広く共有されてきている。ポリス社会を考える際にジェンダーの視点を欠かすことはできず、その点でも著者の研究には今後ますます期待されるところである。

第五章において、女性の再婚によって双系にわたる選択的な親族関係の絆が広がっていたと指摘されていることも興味深い。おそらくこのことは、イサイオスの時代（前四世紀）に限られたことではなく、ギリシア人社会全般に古くから見られたことであろう。マラトンの將軍ミルティアデスは、みずからの名前のみならず、ケルソネソス半島の領地と支配権をも、父の異父兄弟ミルティアデスから継承した。父がちがっていても同じ母から生まれた子どもどうしの絆の強さを示す事例だろう。

本書の文章は全体に平明で読みやすく、複雑な論旨を読者にわ

かりやすく伝えようとする著者の意図が感じられる。脚注方式であることも親切である。冒頭には凡例と、本書で言及された法廷弁論の一覧、また末尾には文献目録に加えて、法制上の用語を集めた懇切な解説、および詳細な索引を付す。いずれも読者の立場に立ってその理解をよく助ける付録である。とくに索引は通り一遍のものではなく、人名索引は古代人名・家族名・近代の研究者名に分かれ、事項索引の拾い方も過不足ない。何より研究者にとってありがたいのは、出典索引を備えていることである。

その一方で、本書に対する疑問もいくつかわいてくる。本書で提示されたのは主として弁論が描き出す前四世紀アテナイ社会の、いわば静態的な見取り図である。ではたとえば、民主政という体制が前六世紀末のアテナイに出現したというダイナミズムを、著者の立場からはどのように説明できるのだろうか。

貴族を頂点とした人的支配のピラミッドが各地に盤踞していた時代には、地域ごとの古い社会的結合がアッティカ全体の統合を妨げていた。その結合の鎖を寸断し、それにかわる人工的で無機的な新しい結合関係を、新部族という形で創出したのがクレイステネスの改革であった。ポリス統合のために伝統的な人的結合のあり方を一挙に変革するという離れ業が、フィリアを基調とする社会で、なぜいともたやすく実行されたのか。タイトルに「古代民主制」と銘打つからには、民主政の成立と本質にかかわる議論も望みたかった。

著者は、親愛の原理が血縁の原理に優先するアテナイ社会の特性を指摘してみせる（第五章）。しかしながら、クレイステネス

が創りだした新一〇部族は、伝説上の王や英雄を始祖とする擬制的な血縁集団だった。それがフィクションであることはだれの目にも明らかであつたにもかかわらず、なお血縁という虚構に頼らざるをえなかつたという事実は、(実際の親愛関係にかかわらず)血縁や血統という理念そのものがギリシア人社会においてもつ本質的な重みを示唆しているのではない。

個別の論点についてもとりあげよう。第四章の「哀れみは互酬的なカリスの返礼として要請されていた」(四六〇頁)という趣旨そのものに異論はないが、法廷において裁判員の哀れみを乞うという慣行は、むしろ神話や悲劇にも登場するギリシア人の伝統的な嘆願行為(ヒケテイア)とのつながりで理解する方が自然ではないか。

嘆願は、民主政アテナイで立派に制度化されていた手続きであつた(『アテナイ人の国制』四三章六節)。嘆願の慣習については、J. Gould^②をはじめとする先行研究の蓄積がある。嘆願は無力な者が有力な者の懐に身を委ねる行為であり、あきらかに両者間の上下関係を前提とするものであつた。その意味では貴族政時代の遺制かとも思われる。にもかかわらず、それが民主政の世の中でも一定の存在意義を保っていたことを、どのように説明すべきなのか。これもまた、貴族政から民主政へとというダイナミズムのなかにおいてはじめて理解できる問題かもしれない。

また第一章で、カイロネイア敗戦後、国事犯に対する弾劾裁判が、一見些細な犯罪を犯した私人に対して頻繁に起こされた現象について、その背景にリュクルゴスの政治的影響力を読み取る著者の説には、たしかに一定の説得力がある。だが、たとえば姦

通行為や、笛吹き女を法定料金以上の金額で貸し出すなどの行為について、それを弾劾法の拡大解釈によつて「民主政転覆」と見なす言説が影響力をもつようになったのは、むしろアテナイ市民の間で民主政という概念そのものがインフレーションを起こし、変容したことに起因するのではないか。同時期に親マケドニア勢力をターゲットにして、僭主政樹立(すなわち民主政転覆)を企てた者を殺害しても罪に問わないと定めたエウクラテス法(200)

②)とも平仄が合うように思える。
とはいえ、これらの疑問に対してはおそらく著者なりの反論もあるはずで、ここでは評者から別の観点を提供したまでであると理解してほしい。

論旨には直接かわからないが、記述の重複や乱れ、不整合や不統一がやや目につく。たとえば各章の要旨は、序論部、各部の冒頭、そして結論部でくり返され、重複する部分も多い。アティミア(atimia)の訳語が、「市民権喪失」(三六頁)や「公民権停止」(四二四頁)などと不統一なのも気にかかる。

またゲノスを「氏族」とするのは(五七六頁)、やはりどうかと思う。古代ギリシアにおけるゲノスが古典的文化人類学にいう「部族制(氏族制)」の一組織である「氏族(クラン)」と本質的にちがうという見解は、著者自身も承知のとおり、一九七〇年代のD. RoussetとF. Bourriotの画期的研究^③以来の論争をへて、今日大筋では一般に受け入れられている。ゲノスはやはり「ゲノス」の表記のままにしておくのがよいのではないか。

また、こまかな指摘にはなるが、事実誤認や誤記が散見されるのも惜しまれる。クレイステネスの改革は前五〇九/八年ではな

く(五七四頁)、前五〇八／七年(改革立法はおそらく前五〇七年)とするのが標準的な見解であろう。ファロン区のデメトリオスがアテナイの執政となったのは前三三二年ではなく(五五六頁)、おそらくは前三二七年。「アイギス区(アイギリア区)」「三三三頁」、「ミュリネ区(ミュリヌス区)」「一三四頁」、「エウクシッポス(エウクセニッポス)」「(五〇〇頁)」、「リュコフォン(リュコフロン)」「(五一〇頁)」など固有名詞の誤記も残念である。ただ、いずれも行論に支障をきたすほどではない。

もとより、これらの瑕瑾が本書全体の価値を減殺するものではないことは、あらためて言うまでもない。本書は著者の世代を代表する古代ギリシア社会史の研究書として、今後多くの研究者に参照されてゆくであろう。著者の長年の研究成果が、このような形で上梓されたことを慶びとしたい。

① 評者の慣例としてここでは「民主政」に表記をそろえることにする。これは古代のデモクラティアという概念が、狭義の国家制度のみならず市民の生活行動様式やイデオロギーをも含んだ広義の国制(ポリテイア)の一種を意味したと考えるからで、たとえば前四三一年冬の葬送演説(Thuc. 2.34-46)でペリクレスが称揚したアテナイの国制は、まさにそのような広義の国制であった。それゆえ評者は、「民主制」の表記が狭義の国家制度に受けとられることを恐れてこれを避けるが、他方で著者は「民主制」の表記にそろえる。だが本書を読めばわかるとおり、デモクラティアの理解については著者と評者との間にさほどの懸隔はないように思われる。ようするに個人的な慣れ、好みの次元の問題であると了解せられたい。

② J. Gould, *Hikereia*, *JHS* 93 (1973), 74-103.

③ D. Roussel, *Tribu et cité: études sur les groupes sociaux dans les cités grecques aux époques archaïque et classique*, Paris 1976; F. Bourriot, *Recherches sur la nature du génos: étude d'histoire sociale athénienne: périodes archaïque et classique*, 2 vols., Paris/ Lille 1976.

(A 5判 六三六頁 二〇二〇年四月 京都大学学術出版会
税別五八〇〇円)
(東京大学大学院人文社会科学系研究科教授)